

愛知県名古屋飛行場条例第13条第2項に規定する着陸料の納付時期等

平成16年12月17日

告示第920号

改正 平成21年3月31日告示第246号 平成28年7月8日告示第317号

愛知県名古屋飛行場条例（平成16年愛知県条例第44号。以下「条例」という。）第13条第2項及び愛知県名古屋飛行場管理規則（平成16年愛知県規則第71号）第14条第1項の規定に基づき、着陸料、時間外離陸料、停留料、その他滑走路等使用料、会議室使用料、ビジネス航空専用施設使用料、業務用施設使用料及び駐車場使用料の納付時期等を次のように定め、条例の施行の日から施行する。

着陸料等は、次の各号に掲げる着陸料等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時までに現金により納付しなければならない。ただし、あらかじめ知事が承認した場合は、この限りでない。

- (1) 着陸料 着陸直後
- (2) 時間外離陸料 離陸時
- (3) 停留料 停留終了時
- (4) その他滑走路等使用料 条例第4条第1項に規定する知事が定める行為の終了直後
- (5) 会議室使用料（条例第13条第1項に規定する知事が定める額に相当する額を除く。） 利用の許可を受けた時
- (6) ビジネス航空専用施設使用料（条例第13条第1項に規定する知事が定める額に相当する額を除く。） 利用の許可を受けた時
- (7) 業務用施設使用料（条例第13条第1項及び条例附則第5項に規定する知事が定める額に相当する額を除く。） 利用の許可を受けた時
- (8) 会議室使用料（第5号を除く。）、ビジネス航空専用施設使用料（第6号を除く。）及び業務用施設使用料（第7号を除く。） 利用の翌月において知事が指定する日
- (9) 駐車場使用料 利用の許可を受けた時（一般駐車のための駐車場の利用にあつては、利用終了時）

前 文（抄）（平成21年3月31日告示第246号）

平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年4月1日前に同日以後の愛知県名古屋飛行場の業務用施設の利用について許可を受けた者の当該利用に係る業務用施設使用料の納付時期は、なお従前の例による。

前 文（抄）（平成28年7月8日告示第317号）

告示文の改正規定、第8号を第9号とする改正規定、第7号の改正規定、同号を第8号とする改正規定、第6号を第7号とする改正規定及び第5号の次に1号を加える改正規定は、平成28年7月15日から施行する。